

社会福祉法人豊春福社会

役員等費用弁償及び報酬に関する規程

社会福祉法人豊春福社会

社会福祉法人豊春福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊春福祉会の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員会委員とは評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり報酬とは明確に区分するものとする。

(報 酬)

第3条 各年度による報酬総額の上限は評議員20万円、役員50万円、委員会委員5万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

- 2 役員、評議員及び委員会委員が出席した時の報酬は、別表1の報酬を支給する。

(業務の種類)

第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事、監事が理事会に出席したとき。
- (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき。
- (3) 監事による監事監査を行ったとき。
- (4) 役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき。
- (5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき。
- (6) 苦情対応第三者委員が理事会に出席したとき。
- (7) 理事長がその職務に従事したとき。
- (8) その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき。

(費 用)

第5条 役員、評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人豊春福祉会旅費規程に準じてその費用を支給する。

(支給方法等)

第6条 報酬の支給は、現金をもって本人に支払うものとする。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適応しない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

別表 I

	役員等報酬	摘 要
理事会	5,000	
監事監査	10,000	
評議員会	5,000	
評議員選任・解任委員会	5,000	
苦情対応第三者員	5,000	

※源泉所得税控除後の金額を支給する。

付 則

この規程は平成 元年4月1日より施行する。

この規程は平成 3年4月1日より施行する。

この規程は平成 11年4月1日より施行する。

この規程は平成 19年4月1日より施行する。

この規程は平成 29年4月1日より施行する。

この規程は平成 30年6月19日より施行する。

この規定は令和元年11月10日より施行する。